

【申請から受取までの流れ】 A～Cのいずれかの方法で申請ができます。

A 郵送による申請 申請書は専用ウェブサイトからダウンロード、または事務局に郵送依頼ができます



B オンラインによる申請 専用ウェブサイトから申請ができます



C 説明会での申請 説明会会場で申請書を手入できます (必要書類・印鑑をご持参ください)



【説明会】

県内各地域で説明会を開催します。
詳細は、専用ウェブサイトをご確認ください。

【専用ウェブサイトのURL】

<https://jimukyoku.site/chiba/hiryoshien/>

千葉県 肥料 支援

検索

給付金概要、要件、説明会について詳しくは専用ウェブサイトをご確認ください。



【お問合せ先】 千葉県肥料価格高騰緊急支援事務局

郵送・お問合わせ先 〒260-0031 千葉市中央区新千葉2-12-1 第11東ビル3階



0120-975-335

※休業日：土・日・祝日

平日 10:00～19:00

千葉県肥料価格高騰緊急支援事業

肥料価格高騰の影響を受けた
農業者の皆様に給付金を交付します。



申請期間

令和7年6月2日(月)～令和7年8月15日(金)まで

【交付対象者】 生産性向上に取り組む農業経営体※

※ 自ら農産物の生産を行っており、農産物販売額が年間50万円以上の農業を営む者

○申請多数の場合は給付金の額が申請額より少なくなることがあります

【給付金額】

肥料価格高騰額の1/2以内を支援します。
(上限10万円)

申請方法

◆A～Cのいずれかの方法で申請ができます。

A 郵送申請



B オンライン申請



C 説明会での申請



【申請額の算定方法】

申請は1回限りとし、10万円を上限に支援します。

(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額となります)

$$\left(\text{令和6年の肥料費}^{\ast 1} - \text{令和3年の肥料費}^{\ast 2} \right) \times 1/2 \text{以内}$$

※1 直近の決算書における肥料費。

※2 令和3年の肥料費
= 令和6年の肥料費 × 0.77
(価格高騰率)

○ 令和6年途中から令和7年にかけて就農した認定新規就農者は、就農から1年を経過する日の前日又は令和7年6月30日のいずれか早い日までに発行された給付対象経費がわかる領収書等で算出。

○ 申請多数の場合は給付金の額が申請額より少なくなることがあります。

なお、申請額は次の式で計算できます。

$$\text{令和6年度の肥料費} \times 0.23 \times 1/2$$

申請額の算定(例)

令和6年青色申告決算書における「肥料費」が150千円であった場合

【申請額】

令和6年の肥料費

$$150,000 \text{円} \times 0.23 \times 1/2$$

$$= 17,000 \text{円} \quad (\ast 1,000 \text{円未満の端数}(250 \text{円}) \text{は切り捨て})$$

【農業者の皆さまにご提出いただくもの】

提出必要書類	個人事業主	法人
交付申請書兼請求書 (様式第1号)	○	○
誓約書 (様式第2号)	○	○
役員等名簿 (様式第2号別添)	不要	○
通帳の写し等 (振込先口座を確認できる書類)	○	○
決算書類※	・令和6年分収支内訳書 又は ・所得税青色申告決算書	・直近の決算書類の写し
定款	不要	○
本人確認書類	○	不要

※決算書類は、本給付金の申請者と同じ名義のもののみ提出可能です。
※令和6年途中から令和7年にかけて就農した認定新規就農者については、就農から1年を経過する日の前日又は令和7年6月30日のいずれか早い日までに発行された領収書等で確認できる肥料費の合計額とすることができます。

【生産性向上の取組について】

申請書に「5 生産性向上チェックシート」の項目がありますので、記入をお願いします。
【申請書の一部抜粋】

5 生産性向上チェックシート

生産性向上に取り組むメニューについて、「今後の取組」欄に1つ以上「✓」を付けてください。

今後の取組	取組メニュー	取組内容例
<input type="checkbox"/>	(ア) 生産・流通コストの削減	機械の導入や集出荷経費の削減に資する資材の導入・燃油使用量削減による取組等
<input type="checkbox"/>	(イ) 生産性又は品質向上に要する資材・機器等の導入	新品目・新品種の導入や肥料・農薬の低減、スマート農業機器の導入等
<input type="checkbox"/>	(ウ) 土づくり・排水対策等作柄安定	土壌改良・排水対策の実施や病害虫・気象災害による被害防止対策の実施等
<input type="checkbox"/>	(エ) 労働環境の改善	労働安全・ほ場環境改善・軽労化対策の導入等
<input type="checkbox"/>	(オ) 経営管理の改善	法人化や雇用の導入・農福連携の取組等
<input type="checkbox"/>	(カ) 流通・販売の改善	新たな販路開拓に向けた販売促進活動の実施や加工品の開発等

【主な要件】

給付金の支給の対象となる者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす農業経営体^{※1}または認定新規就農者^{※2}とする。

○ 千葉県内に住所を有する個人事業主又は千葉県内に主たる事業所を有する法人であること。

○ 申請日時点において、千葉県内で営農しており、引き続き千葉県内で営農する意思を有すること。

○ 申請日時点において、生産性向上に取り組む意思を有すること。

※1「農業経営体」とは、自ら農産物の生産を行っており、農産物販売金額が年間50万円以上の農業を営む者をいう。

※2「認定新規就農者」とは、農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者をいう。